

## 子どもの医療費の助成制度(市町村別)(県民の方向け)

(平成29年7月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		自己負担	備 考
	入院	通院		
岡 山 市	中学3年まで	小学6年まで	一部あり	・就学前までの入通院と小学生以上の入院は自己負担なし ・小学生の通院は自己負担あり(限度額44,400円/月)
倉 敷 市	中学3年まで	小学6年まで	なし	
津 山 市	中学3年まで	中学3年まで	<del>なし</del>	
玉 野 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
笠 岡 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
井 原 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
総 社 市	中学3年まで	小学6年まで	なし	・中学生の入院は償還払い
高 梁 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 見 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
備 前 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
瀬 戸 内 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
赤 磐 市	18歳まで	18歳まで	一部あり	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く ・中学生までは現物給付、自己負担なし。 ・高校生等は償還給付、1割負担。
真 庭 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
美 作 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
浅 口 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
和 気 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで
早 島 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	
里 庄 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	
矢 掛 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 庄 村	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで
鏡 野 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	
勝 央 町	18歳まで	中学3年まで	なし	・中学卒業後の入院は償還払い
奈 義 町	高校生まで	高校生まで	なし	
西 粟 倉 村	中学3年まで	中学3年まで	なし	
久 米 南 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
美 咲 町	高校生まで	高校生まで	なし	・高校生は償還払い (H32.3月末まで)
吉 備 中央 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く

※アンダーライン部分は、平成29年7月に改正したところを表しています。